

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体によるカルテル規制 (1953-1958年)

——フランスの石炭輸入市場における自由競争導入の試み——

石 山 幸 彦

はじめに

1952年8月に創設されたヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (Communauté européenne du charbon et de l'acier) は、1953年2月に石炭、鉄鉱石、屑鉄、同年5月には鉄鋼について、加盟国全体に広がる共同市場を開設した。この共同体の結成条約であるパリ条約は、共同市場においては、これら製品の貿易に関する数量制限や関税を撤廃することを定めている。さらに、企業によるカルテルなど独占も排除して、自由競争を導入することを規定していた。したがって、共同体は共同市場における企業間の自由競争を通じて、加盟諸国の石炭、鉄鋼産業を発展させることをめざしていたのである。

だが、実際には共同市場開設と同時に自由競争を実現することは不可能であり、当初は従来からの政府による規制や、共同体の政策決定・執行機関である最高機関 (Haute Autorité) による制限措置などは不可避であった。例えば、共同市場開設時には、石炭不足への懸念から石炭価格の高騰を防止するために、最高機関は暫定的に上限価格を設定したのである¹⁾。したがって、共同市場への自由競争の導入は、戦時期から戦後に継承されていた統制経済の解除を段階的に実施することを意味していた。本稿では、こうした自由競争の導入について、フランスでの石炭取引を中心に検討する。

1) 石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による石炭共同市場の開設——共同体創設当初の石炭共同市場管理体制——」『エコノミア』第68巻第2号、2018年3月、pp.8-10。

ここで実現された共同市場における石炭の取引状況は、当時のヨーロッパやフランスにおいて2つの点で重要な意味をもっていた。まず第1には、この共同体がパリ条約の規定通りに超国家機関として機能するのかが否かであった。換言すれば、加盟国政府から石炭、鉄鋼産業関連の行政権を引受けた共同体の最高機関が、その権限を行使し、共同市場を管理できるのかが問われていたのである。したがって、その成否は、ヨーロッパ統合が掲げる連邦主義の理念、すなわち国民国家を超えるヨーロッパ連邦建設の実現可能性を示し、その後の統合の行方を左右するものであった。

具体的には、この時期には1954年にヨーロッパ防衛共同体 (Communauté européenne de défense) の結成に失敗した後に、1957年のローマ条約締結に向けた交渉が開始される。そこでは、関税同盟の形成が重要な論点となり、石炭共同市場形成の趨勢がこの交渉に影響を与えていたことは十分に推測できる。

第2には、当時のフランスでは第1次近代化設備計画 (Le premier plan de modernisation et d'équipement) が完了して、1954年から第2次近代化設備計画 (Le deuxième plan de modernisation et d'équipement 以下では2次プランと呼ぶ) が開始され、戦後の復興を終えて本格的な経済成長が始まっていた。石炭は当時の最も重要なエネルギー源であったが、フランスは国産石炭では国内の需要を満たすことはできず、輸入石炭の確保は経済成長を続けるうえで必要不可欠であった。したがって、共同市場における石炭取引の動向は、エネルギー調達に大きく影響する

点で、フランス経済にとって極めて重要な意味を持ったことは明らかである。

共同体による石炭業界への独占規制や自由競争の導入に関する従来の研究では、西ドイツ、ルール地方の石炭カルテルに対する規制が中心に検討されており、1950年代には自由競争の導入は順調に進まなかったことが解明されている。フランスについては、政府が管理していた石炭輸入システムが自由競争を阻害していることが問題視され、最高機関とフランス政府の間に対立関係が生じていたことが指摘されている。だが、両者の表面的な主張は紹介されているものの、対立の背後にある石炭取引システムの実態やフランスの石炭輸入先との関係が十分に検証されていない。したがって、最高機関とフランス政府の対立点や交渉の行方、さらにそれがフランスの石炭調達にどのような意味を持っていたのかは、必ずしも解明されていない²⁾。

そこで本稿では、最高機関は共同市場の開設後に自由競争をどのように導入しようとしたのか。すなわち、最高機関が当初設定した制限措置や加盟国政府と関連業界による規制を、いかにして解除しようとしたのかを検討する。なかでも、フランスの石炭市場について主に取り上げ、最高機関と同政府の間でどのような交渉が展開されたのかを明らかにする。その際には、最高機関の内部文書である最高機関記録文書集（Dossiers de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier）³⁾ やフランス

石炭公社（Charbonnages de France）の内部文書⁴⁾を分析する。以上の作業によって、フランスによる国外からの石炭調達の実態や、フランス経済にとって石炭共同市場がどのような存在であったのかを解明する。

第1節 共同体による石炭カルテルに関する調査

すでに触れたように、最高機関は1953年2月に石炭共同市場を開設するにあたって、上限価格を設定していた。これは、終戦後にフランスをはじめヨーロッパ諸国が苦しめられていた石炭不足が再燃し、価格が高騰することを防止するためであった。とりあえず、1953年3月15日から1954年3月15日までの1年間の暫定的な措置として、期限が設定されていた⁵⁾。

最高機関によるカルテル規制については、筆者がこれまでの研究でも明らかにしたように、パリ条約第65条に規定されており、価格の設定、生産量や市場の割当など共同市場における自由競争を阻む協定を禁止していた。その具体的な取り組みについては、石炭、鉄鉱石、屑鉄の共同市場が開設されたときに、最高機関の独占規制担当部局である協定・集中局（Division ententes et concentrations）によって検討が開始された。その結果、同年7月11日には実施方法が決定され、最高機関は同月にカルテル規制を開始したのである⁶⁾。以下ではその実施状況について、フランスとフランスの最も重要な石炭輸入先であった西ドイツの石炭カルテル規制の事例を検証する。

（1）カルテルの実態調査と規制の開始

カルテルの扱いについて、最高機関が1953

européenne du charbon et de l'acier（以下DHAと省略する。）、volume 1, 1952-1956 et volume 2, 1957-1961.

4) Archives des Charbonnages de France 以下CDFと省略する。

5) 石山幸彦「前掲論文」pp.8-10.

6) 例えば、石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』日本経済評論社、2009年、pp.117-123など。

2) D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier Une expérience supranationale*, Bruylant, 1993, pp.116-131; John Gillingham, *Coal, Steel and the Rebirth of Europe, 1945-1955*, Cambridge University Press, 1991; W.Diebold, *The Schuman Plan, A Study in Economic Cooperation 1950-1959*, Fredrick A. Praeger, 1959, pp.378-398; 石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における新自由主義（1953～62年）—リュエフの経済思想と石炭共同市場—」権上康男『新自由主義と戦後資本主義 欧米における歴史的経験』日本経済評論社、2006年、pp.335-368など。

3) Communauté européenne archives Bruxelles, Dossiers de la Haute Autorité de la Communauté

年7月11日に採用したのは、次の2つの方法であった。その1つ目は、石炭、鉄鋼などの関連産業企業間で結成された組織や締結された協定について、最高機関が関連企業などから自発的な認可申請を受付けるものである。これは、企業間の協定のなかでも、共同での技術開発や生産の特化など、競争を阻むことなく、製品の生産や配分を合理化、改善する協定については、認めるべきだとするパリ条約第65条第2項の規定に基づく措置であった。

この認可申請については、最高機関による1953年7月11日の「決定」(Décision)として7月23日に『最高機関・官報』で公表され、受付が開始された。これを受けて10月までには64の団体から認可申請があり、ルール石炭共同機関(Gemeinschaftsorganisation Ruhrkohle, 以下GEORGと省略)、上ライン石炭連合(Oberrheinische Kohleunion, OKU)、ベルギー石炭コントロール(Comptoir belge des charbons, COBECHAR)など石炭の共同販売機関も申請していた⁷⁾。

第2の方法は、協定・集中局が指定した16の組織、団体に対して質問状を送り、それらの活動状況を問うことである。具体的には、組織の定款、参加企業、企業間協定の内容、組織に支払われる分担金の有無などを問うものであった。この16団体は、協定・集中局が条約違反を疑い、特に調査が必要だと認識していたGEORGやフランスの石炭輸入専門協会(Association technique de l'importation charbonnière, ATIC)など、石炭の共同販売機関、共同購入機関が含まれていた。したがって、質問状の趣旨と内容、調査対象を考慮すると、この2つ目の方法こそが競争を阻むカルテルを積極的に取り締まり、より競争的な市場を実現することを目的としていた⁸⁾。

7) DHA, vol.1, CEAB 4 n.284-2, Décision 37-53 du 11 juillet 1953, Journal Officiel-Haute Aotorité, le 23 juillet 1953, p.153.

8) DHA, vol.1, CEAB 2 n.717-1, Procès-verbal de la Haute Autorité du 11 juillet 1953.

この方法では、最高機関は7月17日に16団体に質問状を送付し、10月初旬には全ての団体から回答を得ていた。それを受けて協定・集中局が審査を開始した1953年後半の段階で、協定・集中局長ハンブルガー(Richard Hamburger)は条約に違反すると思われる組織の存在を指摘し、最高機関議長のモネ(Jean Monnet)も同様の疑念を抱いていたのである⁹⁾。

(2) GEORGに関する調査と規制の実施

すでに触れたようにフランスは石炭輸入国であったが、第1表のように1950年代半ばには輸入量全体の4割近くをザールを除く西ドイツから輸入しており、西ドイツが最も重要な石炭輸入先となっていた。西ドイツからの輸入の大半はルール産の石炭であり、同地域の輸出業者はフランスの重要な取引相手であった。以下では、ルール産石炭の販売を管理していたGEORGについて、最高機関の協定・集中局がどのように認識し、規制を実施したのかを確認しておこう。

ルール産出の石炭は、戦後創設されたドイツ石炭販売部(Deutscher Kohlen-Verkauf, DKV)によって独占的に販売されていた。だが、共同体による石炭共同市場の開設にともなってDKVは解体され、1953年4月1日にアンゲリカ(Angelika)、フィネフラウ(Finefrau)、ゾンネンシャイン(Sonnenschein)、プレジデント(Präsident)、マウゼカット(Mausegatt)、ガイトリング(Geitling)の6つの共同販売会社が設立されて、DKVの業務を引き継いだ。すなわち、自由競争を標榜するパリ条約に適應する意味でDKVは6社に分割されて、1社でルールの石炭販売を独占するかたちは解消されたのである。

ただし、これらの中央統括機関としてGEORGが設立され、6社の共同事務所が設置された。そしてGEORGは石炭販売に関する調

9) DHA, vol.1, CEAB 4 n.62-1, Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 12 janvier 1954.

第1表 フランスの石炭輸入（石炭、褐炭、コークス）

	1913	1929	1938	1945	1946	1947	1948
ドイツ	3,371	9,017	5,268	814	2,095	1,914	4,671
ベルギー・ルクセンブルク	4,858	4,641	4,699	141	434	653	786
オランダ	468	2,058	1,944	2	86	126	205
イタリア	-	-	-	-	-	-	-
ザール	2,700	5,027	1,583	450	1,301	1,157	2,407
共同体諸国合計	11,397	20,743	13,494	1,407	3,916	3,850	8,069
イギリス	11,442	13,339	6,476	1,333	723	5	719
アメリカ合衆国	17	14	-	2,447	5,184	12,015	8,973
ポーランド	-	652	1,576	-	566	520	1,848
ソビエト連邦	-	73	93	-	-	-	-
その他	11	19	459	1	38	121	113
共同体諸国以外合計	11,470	14,097	8,604	3,781	6,511	12,661	11,653
総計	22,867	34,840	22,098	6,145	10,427	16,511	19,722
総計（ザールを除く）	20,167	29,813	20,515	4,738	9,126	15,354	17,315

出典）Charbonnages de France, *Rapports de gestion 1947-1958*, Paris, 1947-1958 より作成。

第2表 フランスの石炭輸出（石炭、褐炭、コークス）

	1930	1938	1945	1946	1947	1948	1949
ドイツ	360	118	-	-	-	-	318
ベルギー・ルクセンブルク	1,152	348	-	12	-	-	39
オランダ	-	-	-	-	-	-	1
イタリア	207	73	-	-	-	36	203
ザール	276	28	-	1	-	23	157
共同体諸国合計	1,995	567	-	13	-	59	718
イギリス	-	-	-	-	-	-	-
スイス	591	523	54	381	399	259	248
スペイン	-	-	-	-	-	-	105
オーストリア	-	7	-	-	-	-	24
スカンジナビア	-	-	-	-	-	-	-
北アフリカ	142	13	-	7	51	65	42
フランス海外領土	56	20	-	-	-	1	7
その他	18	20	-	-	-	-	-
共同体諸国以外合計	807	583	54	388	450	326	426
総計	2,802	1,150	54	401	450	385	1,144

出典）Charbonnages de France, *Rapports de gestion 1947-1958*, Paris, 1947-1958 より作成。

(単位：千トン)

1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
7,893	5,571	6,020	6,511	6,227	6,079	6,647	6,774	7,452	7,420
922	949	675	1,397	2,037	2,052	1,870	1,807	2,403	1,624
233	335	444	513	527	954	1,070	1,065	1,162	1,126
20	-	-	150	45	-	1	12	79	31
3,758	4,898	5,175	4,590	4,560	4,625	4,120	4,280	4,030	3,944
12,826	11,753	12,414	13,161	13,396	13,710	13,708	13,938	15,126	14,145
1,517	1,248	593	1,125	448	994	950	781	839	573
4,580	48	4,490	3,142	289	55	802	6,053	6,904	2,762
1,985	670	967	752	480	514	438	1,206	1,282	690
-	29	190	199	260	404	550	611	605	687
156	21	102	205	138	248	161	155	169	277
8,238	2,016	6,342	5,423	1,615	2,215	2,901	8,806	9,799	4,989
21,064	13,769	18,756	18,584	15,011	15,925	16,609	22,744	24,925	19,134
17,306	8,871	13,582	13,994	10,451	11,300	12,489	18,464	20,895	15,190

(単位：千トン)

1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
335	384	549	847	862	1,080	364	552	444
74	85	242	207	398	730	494	354	246
119	167	2	90	6	451	47	51	48
449	362	107	209	200	289	181	135	65
218	237	183	201	157	203	129	148	216
1,195	1,235	1,083	1,554	1,623	2,753	1,215	1,240	1,019
-	-	-	116	556	2,013	351	161	50
441	415	288	307	374	586	507	476	313
46	20	47	41	3	24	-	-	81
49	49	40	131	45	102	46	58	35
211	83	56	251	117	581	195	-	-
196	120	149	110	148	219	162	243	428
32	50	39	20	13	4	1	2	1
188	94	-	6	155	55	13	52	12
1,163	831	619	982	1,411	3,584	1,275	992	920
2,358	2,066	1,702	2,536	3,034	6,337	2,490	2,232	1,939

第3表 1956年2月15日の「決定」が適用される7つの販売区域の地域、主要都市名

販売区域1	ドイツ北部（ハンブルク、ブレーメン）、オランダ
販売区域2	デュイスブルク、ドルトムント、ハノーファー
販売区域3	ケルン、アーヘン、ベルギー、ルクセンブルク
販売区域4	ドイツ南部（ヴェルツブルク、バイエルン）、ザール、フランス東部
販売区域5	フランス北部（セーヌ川流域を含む）
販売区域6	上記以外のフランス
販売区域7	イタリア

出展) DHA, vol.1, CEAB 2, 1182-2, Décision n.6-56 du 15 février 1956, Annexe à la décision 6-56 より抜粋。

査、研究、輸送の手配などにあたることを主な業務としていた。さらに、これら共同販売会社から石炭を購入するためには、それまでに年間48,000トン以上のルール産石炭を購入していることが条件であり、販売会社6社は特定の大口需要者とししか取引しない閉鎖的な組織であった。したがって、上記のような組織改革を実施したものの、すでに指摘したように、これらの組織は自由競争を阻害し、パリ条約に違反するカルテル組織として、最高機関内部でも早くから問題視されていたのである¹⁰⁾。

だが、西ドイツ政府、産業界はカルテル規制に反発していた。そこで、1952年に結成条約が調印されたヨーロッパ防衛共同体の設立が実現するまでは対立を避けるために、最高機関は石炭カルテルの規制を一時棚上げした¹¹⁾。そのため、ヨーロッパ防衛共同体の創設が頓挫すると、1954年半ばには石炭カルテルの規制問題が再燃し、最高機関とルールの石炭業者との交渉が開始された。1956年2月まで続けられた交渉の結果、1956年4月1日から1959年3月31日までの期限で、次のような暫定的な合意に達したのである。

まず、ルール側の要求によって共同販売会社は6社からプレジデント、マウゼガット、ガイ

トリングの3社に集約され、ルールの採炭会社52社の石炭はこの3社によって販売されることになった。この点について、ルール側は販売会社の規模を拡大すれば、採炭会社の支配を受けにくくなると説明した。だが、当然のことながら販売会社が減少すれば、競争がより回避される可能性もある。次に、これら共同販売会社から石炭を購入するための必要取引実績が設定されていたが、それも改められた。共同体加盟諸国産石炭の年間取引量について、①共同市場内全体で年間75,000トン以上の取引、②第3表のように、共同市場を7つに区分した販売区域のうち購入業者が存在する区域内では40,000トン以上の取引、③ルールの取引共同販売機関1社からは12,500トン以上の購入が条件とされた。これは、ルール炭の購入では下限が全体で48,000トンから取引相手1社につき12,500トンに引き下げられるが、共同体加盟諸国産の石炭はそれをはるかに超える取引量が必要となり、条件を満たすのが大規模な業者に限られることには変わらない¹²⁾。

12) DHA, vol.1, CEAB 4, n.339-2, Service juridique, Problèmes relatifs à la réglementation des ventes du charbon, le 15 octobre 1955; CEAB 2, n.727-3, Procès-verbal de la Haute Autorité du 26 octobre 1955; CEAB 2, n.728-1, Procès-verbal de la Haute Autorité du 19 novembre 1955; D.Spierenburg et R.Poidevin, *op.cit.*, pp.353-357; 石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における新自由主義（1953-62年）—リュエフの経済思想と石炭共同市場—」権上康男『新自由主義と戦後資本主義 欧米における歴史的経験』日本経済評論社、2006年、pp.346-352。

10) D.Spierenburg et R.Poidevin, *op.cit.*, pp.118-119; Diebold, *op.cit.*, pp.380-381, etc.

11) DHA, vol.1, CEAB 2 n.720-1, Procès-verbaux de la Haute Autorité du 24 février 1954 et du 9 mars 1954; D.Spierenburg et R.Poidevin, *op.cit.*, pp.116-123.

だが、最高機関が最も重視したのは、共同販売会社を統括する共同事務所の存在であった。すなわち、最高機関は共同販売会社を6社から3社に集約することは容認したが、これらを1か所で集中的にコントロールできる組織の存在には抵抗を示したのである。最高機関の考えでは、6社であれ3社であれ複数の販売会社が存在し、それらが競争状態にあることが重要であった。そうした観点から最高機関は共同事務所の解体を主張したが、ルール石炭業界との合意にいたることはなかった。

その結果、1959年3月末までの暫定措置として、最高機関は共同事務所の存続を認めることになった。ただし、共同事務所による一括管理の範囲は、第3国向け輸出と年間取引が5万トンを超える大口需要者への販売に限定された。これはそれまで年間取引が48,000トンを超える業者のみに販売を限定してきたことを考えると、従来の顧客との取引はほぼ共同事務所の管理下に残ることを意味する。したがって、暫定期間については大筋では最高機関がルール側に譲歩して、実質的な規制は先延ばしされたのである。以上のような条件で、ルールの石炭業界からカルテル認可の申請が提出され、最高機関は1956年2月15日に全会一致でこれを承認した。すなわち、上記のような3つの共同販売会社と共同事務所の機能を規定した1956年2月15日の3つの「決定」を制定したのである¹³⁾。

(3) 設立当初のATICに関する協定・集中局の見解

ATICはフランス解放直後の1944年11月7日に、フランスの石炭輸入を独占的に担う共同購入機関として設立された。すでに触れたように、この点で最高機関はATICを問題視したのである。筆者は旧稿でATICの組織構造、機能

などを明らかにしているが¹⁴⁾、ここではまず必要な点に限定して、その概要を確認しておこう。

ATICは私的な非営利団体として、外国産石炭の消費企業や販売者によって創設された。主要な加盟企業としては、フランス国鉄(Société nationale des chemins de fer français)や1946年以後に国有化されたフランス・ガス(Gaz de France)、フランス電力(Électricité de France)などの国有企業も名を連ねていた。鉄鋼業界からは同業界の石炭共同購入機関である鉄鋼業燃料配給事務所(Office de répartition des combustibles pour l'industrie sidérurgique, ORCIS)がATICに加盟していた。フランスの鉄鋼会社はORCISを介して国内外から石炭を調達していたのである。さらに、石炭の販売業者も一般的な輸入販売の同業者組織である輸入販売業組合(Groupement professionnel d'importateurs, revendeurs, GPIR)と輸入販売運送業組合(Groupement professionnel d'importateurs, revendeurs et transporteurs, GPIRT)の2つの組合がATICに加入しており、個別の業者が直接加盟していることはなかった。このように輸入業者が結集して共同で大量に買い付けることにより、石炭の購入や輸送に関する取引相手との交渉力を強化していたのである。

つづいて、1944年12月2日と1945年4月25日の工業生産省(Ministère de la production industrielle)の決定(Décision)により、政府はATICの管理に乗り出した。運営を統括する理事会は、14名の理事のうち理事長と副理事長をはじめ7名を政府ないし加盟国有企業の代表が占めることになった。さらに、政府は工業生産省の鉱山・鉄鋼局(Division des mines et de la sidérurgie)から拒否権をもつ監察官(commissaire)を理事とは別に派遣して、自らの意向を強く反映した組織運営が可能となったのである。したがって、ATICは石炭の国外か

13) DHA, vol.1, CEAB 2, n.730-1, Procès-verbal de la Haute Autorité du 15 février 1956; CEAB 2, n.1182-1, Décisions n.6-56, n.7-56 et n.8-56 du 15 février 1956; D.Spiereburg et R.Poidevin, *op.cit.*, pp.356-358.

14) 石山幸彦「戦後フランスにおける石炭調達の実態とシューマン・プラン——ヨーロッパの石炭市場とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設」『エコノミア』第66巻第1号、2015年5月、pp.5-6.

らの買い付けから、輸送、国内への売り渡しを、政府の意向に沿って独占的に行うことになったのである¹⁵⁾。

前にも触れたように、共同体の最高機関は、1953年7月17日に16の組織に質問状を送付しており、8月24日にはATICからの回答を受け取っている。それをもとに、最高機関の協定・集中局はATICについて分析を加えた報告書を1953年9月14日に作成した¹⁶⁾。これに続いて、フランス政府とATICに関する追加的な調査を実施して、1954年6月17日付の報告書もまとめて、同局の見解を示している¹⁷⁾。以下では、この2編の報告書を中心に協定・集中局の見解を分析する。1953年の報告書はまず、法律で規定され、石炭を輸入するすべての消費企業と販売業者がATICに参加していることから確認する。さらに、ATICを統括する理事会のメンバー構成、財源である会費の徴収方法など、組織の概要が紹介されている¹⁸⁾。

次に、1954年の報告書で、前出の1944年12月と1945年4月の工業生産省による決定によって、政府が次のような業務をATICに委託したことが示されている。ATICはa) すべての輸入業者を代表して、石炭輸入に関する政府の計画を実行する。b) 輸入業者の活動を調整して、調達先を探し、輸送の手配も行う。c) 一般的には、フランスへの石炭輸入プログラムを遂行するために、あらゆるサービス、便宜を提供する。すなわち、政府の計画に沿ってATICが外

15) 「前掲論文」 pp.5-6.

16) DHA, vol.1, CEAB4 n.620-2, Division ententes et concentrations, Note concernant l'Association technique de l'importation charbonnière (A.T.I.C.), le 14 septembre 1953.

17) DHA, vol.1, CEAB 4 n.621-1, Division ententes et concentrations, Analyse sommaire des textes réglementaires cités dans la lettre de la Haute Autorité en date 14 mai 1954 au Ministre Louvel concernant l'ATIC, le 17 juin 1954.

18) DHA, vol.1, CEAB4 n.620-2, Division ententes et concentrations, Note concernant l'Association technique de l'importation charbonnière (A.T.I.C.), le 14 septembre 1953.

国産石炭の買い付けから輸送を一手に引き受け、それをすべての輸入業者に配分する。

価格については、財務省の物価・経済調査局 (Direction générale des prix et des enquêtes économiques) が輸入業者が支払う価格を本船渡し価格、または国境渡し価格で設定した。それは戦後のインフレ抑制に腐心していた財務省の意向で、石炭の国内価格を抑制するためであった。そこで、実際の割高な輸入炭価格との差額は固形鉱物燃料価格補償金庫 (Caisse de compensation des prix des combustibles minéraux solides) が補った。すなわち、同金庫を介して政府から購入資金が補填され、輸入業者は財務省が設定した低廉な価格で輸入炭を購入することが可能となっていたのである。

さらにこの報告書は、1947年3月12日の工業生産大臣決定で、輸入した石炭の支払い保証がATICに委託されていることを指摘する。すなわち、輸入した石炭の代金についてはATICから輸入業者に請求書が送られたが、輸入業者から輸出業者への支払いはATICが保証した。そのため、ATICは各輸入業者に支払価格の2%の保証料を課していたと報告書は述べている¹⁹⁾。

以上のように、協定・集中局は解放直後のフランス政府がATICを介した石炭輸入システムを整備する過程を分析した。このシステムについて、同局は取引相手の選択など様々な点で輸入業者の自由が妨げられていると述べている。ATICはフランス政府の意向に沿って同国の石炭輸入を独占的に実施する組織であり、自由競争を掲げるパリ条約に違反することは衆目の一致するところであった。

19) DHA, vol.1, CEAB 4 n.621-1, Division ententes et concentrations, Analyse sommaire des textes réglementaires cités dans la lettre de la Haute Autorité en date 14 mai 1954 au ministre Louvel concernant l'ATIC, le 17 juin 1954.

(4) 1953年のATIC改革に関する協定・集中局の評価

1940年代のATICの機能と役割がパリ条約に抵触することは、フランス政府も十分に認識していた。そこで、同政府は1953年2月の石炭共同市場開設に際して急遽対応策を講じており、政府による1953年2月9日の政令(décret)、産業・エネルギー省(Ministère de l'industrie et de l'énergie)²⁰⁾の1953年3月30日の省令(arrêté)、同省、鉱山・鉄鋼局による1953年4月14日の決定を施行した。それらの諸規則によって、共同市場開設に対応した域内からの石炭輸入と、従来通りの方法を継続する域外からの輸入とで、異なる方法が実施されることになったのである。この点についても協定・集中局は認識しており、前出の1953年と1954年の報告書で以下のように分析している。

まず、域内からの輸入については、ATICはフランスの会員輸入業者から種類、品質、数量が指定された石炭購入の注文を受けることになった。これによって、ATICが輸入業者の意向を尊重し、より自由な石炭輸入が実施されることをフランス政府は意図したのである。この注文を受けて、ATICは国外の供給業者を選定して購入契約を結び、出荷から輸入業者への納入までを管理し、代金の請求も行う。輸入業者が購入する価格は、従来通り財務省、物価・経済調査局に認められた割安な価格が適用され、国外業者の販売価格との差額は固形鉱物燃料価格補償金庫によって補填された。

ただし、パリ条約第60条の規定は、価格などの取引条件を供給者が事前に価格表で公表することを定めている。それは、同条約が共同市場内の顧客を差別することを禁止し、どの顧客にも公平に同一時点では同一条件で販売することを義務づけていたからである。これに対応して、域内からの石炭輸入には共同体が定める様式の価格表が公表されて、輸入業者の購入価格が提

示されることになった。いずれにしても、政府による輸入炭価格の管理は継続され、価格に関して競争を阻んでいることは明白であった²¹⁾。

さらに、1954年の報告書には、1953年4月2日付で産業・エネルギー省が出した通達(Avis)についても記されている。この通達は、共同体諸国からの石炭輸入については、条件付きで輸入業者が国外生産者に直接発注することを認めた。これも輸入業者の選択の幅を広げて、ATICによる石炭輸入への介入を軽減する、共同市場開設に対応した措置と考えられる。ただし、直接発注が認められるためには、国内のノール＝パ・ドゥ・カレ地域から一定以上の石炭を購入していることが必要であった。具体的には、販売業者は年間6,000トン以上、消費企業は1,800トン以上であり、この条件を満たせるのは一定規模以上の需要企業と販売業者の同業者組織であるGPIRのみであった。これらの組織は自身で域内の国外生産者に石炭を直接発注し、輸入業務をATICに依頼することが認められたのである。ただし、これらの企業でも、国外の生産者ではない販売業者へ直接発注することは認められていない。

したがって、上記の需要企業とGPIR以外の輸入業者は、域内からの石炭輸入先の選択をすべてATICに委ねる状況は変わらず、輸入企業が差別的に扱われることになる。こうした変更は、当然ながら域内からの石炭輸入を自由化するものではなく、パリ条約に違反する状況は解消されていない。1954年の報告書はこの通達について次のように述べている。

「この通達でGPIRは輸入の注文をATICに託する特権をもつグループとして指名された。すなわち、他の共同体諸国の石炭にアクセスする一種の独占権を改めて確立したのである。この事実によってGPIRに加盟しない輸入業者は

20) 1940年代の工業生産省は、1953年1月から6月には産業・エネルギー省と名称を変更している。

21) DHA, vol.1, CEAB4 n.620-2, Division ententes et concentrations, Note concernant l'Association technique de l'importation charbonnière (A.T.I.C.), le 14 septembre 1953.

差別されたのである²²⁾。」

以上のような諸規定の分析から、協定・集中局はATICをパリ条約第65条に違反するカルテルと断定した。すなわち、共同市場開設にあたって、域内諸国からの石炭輸入についてはATICが輸入業者から注文を受けるかたちに改められても、同局は独占状態が解消されていないと評価した。さらに、一部の業者に国外への直接発注が認められても不十分だと判断したのである²³⁾。

こうした認識をもとに、1953年の報告書は2つの観点から論評を加える。まず、第1に法律的な観点からは、ATICは政府に管理されており公的な性格をもつが、パリ条約第65条に抵触するカルテルであり、同条第2項が規定する有益な協定とは認められない。さらに、購入者が自身の取引相手を選択できないことは特に問題であり、自由競争の原則を定めたパリ条約第4条にも違反する。そこで、この報告書は次のように述べている。

「法的な観点からは常に非常に深刻な問題が提起されている。カルテルとしての性質をもつ組織に政府が結果的に公的な性格の仕事を任せている場合には、それを理由にカルテル規制を回避するの可否かという点である。国家は、個人と同様あるいはそれ以上に、条約に含まれた規則に従うべきであるため、答えは否定的なものにならざるをえない。そもそも第4条は、禁止された行為や措置を国家によるものか個人によるもので、まったく区別していない²⁴⁾。」

以上のように述べて、加盟国政府であっても条約の規定には従うべきであるという法的な原

則を強調した。

さらに、第2に最高機関による行政運営の観点から次のようにも述べている。

「最高機関が第65条を適用して自由競争を導入しようとした場合に、加盟国政府がまったくの行政判断によってそれを無力化させ、カルテルが第65条による規制を免れることが実際に可能となるような事態は、極めて危険である。このような政府は、条約の精神や条文に反する状況を最大限維持することだけをめざしている。それは、その国の経済構造に関わる固有の理由や政策遂行のために、カルテルが及ぼすプラス効果に動機づけられているのである。

このような状況は非常に危険であり、他の政府が利用可能な前例となってしまふ。なぜなら、おそらく類似の状況は他の分野でも共同体のすべての国に存在するからである²⁵⁾。」

このように協定・集中局は、最高機関によるカルテル規制がフランス政府によって骨抜きにされることに強い懸念を抱いていた。一国の個別事情によって、共同体の行政権が加盟国政府によって脅かされる事態を、深刻な問題として憂慮していたのである。

さらに、1954年の報告書では、協定・集中局は石炭輸入におけるATICとフランス政府について、次のように論評している。

「ATICの活動を規定し、すべての輸入業務をこの組織に集中させている規則全体が、次のような政策方針に基づいて著されていることは明らかである。それは、国内の(石炭)需要を予測し、その需要を満たすためにフランス石炭市場を統制することである。だが、それらは条約で想定されていないだけでなく、条約の目的に反するものである。

このような統制がなければ、おそらくフランスの石炭生産は、共同市場における他の生産者とのより厳しい闘いに晒されていたであろう。しかし、それこそがまさに条約が共同市場を開設するにあたって、自由競争に託した目的なの

22) DHA, vol.1, CEAB 4 n.621-1, Division ententes et concentrations, Analyse sommaire des textes réglementaires cités dans la lettre de la Haute Autorité en date 14 mai 1954 au Ministre Louvel concernant l'ATIC, le 17 juin 1954, p.14.

23) Ibid., pp.14-15.

24) DHA, vol.1, CEAB 4 n.620-2, Division ententes et concentrations, Note concernant l'Association technique de l'importation charbonnière (A.T.I.C.), le 14 septembre 1953, p.5.

25) Ibid., p.6.

である。このような市場では、分割された国内市場における限定された予測や、必要に応じて輸入を調整する中央主権化された組織が存在する余地はない。条約の精神によれば、すべての利用者とすべての取引業者は数量、品質に関して自由に選択することが可能であり、正常な経済情勢においては需要・供給の法則が市場を調節するのである²⁶⁾。」

ここに記された市場の統制は、この年に2次プランが開始されたフランスの経済計画を指しており、この報告書は経済計画がパリ条約の自由競争の原則に反していることを指摘した。さらに、その計画遂行に必要な石炭を確保するためにATICが石炭輸入を管理し、フランスの石炭産業は共同市場における競争から保護されていると述べている。すなわち、戦後フランスの経済政策の根幹であり、経済の復興と成長を導いていた経済計画が共同市場の理念に矛盾すると報告書は批判したのである。具体的には、経済計画を実施するための石炭の生産、流通システム全体は、自由競争の原則を定めたパリ条約第4条、カルテル規制に関する同第65条に抵触すると断定した。したがって、この報告書はATICによる域内からの石炭輸入への介入だけでなく、その基盤にある経済計画も問題にし、それまで以上に踏み込んだ見解を示したのである²⁷⁾。

第2節 共同体とフランス政府による協議

フランスの石炭輸入システムについて厳しい見解を示した最高機関は、1954年7月からフランス政府とこの問題に関する協議を開始した。1955年には協定・集中局に市場局(Division du marché)と法務課(Service juridique)から人員が加わった作業部会を編成し、この協議に

あたっている。以下では、1956年前半まで続く最高機関とフランス政府の議論の経過をたどり、それがどのような結果を招くのかを検討しよう。

(1) 最高機関によるフランス政府からのヒヤリング

上記の作業部会は1955年7月30日にフランス政府とATICの代表を迎え、協定・集中局長のハンプルガーを議長として会議を開催している²⁸⁾。その冒頭でハンプルガーは、この会議はあくまでもATICの活動に関する情報提供を受けるためのもので、それが条約に違反するか否かを議論する場ではないことを断っている。そのうえで、まず共同体諸国からの石炭の買い付け、輸送、支払いなど様々な点について、共同体の質問にフランス側が応える形で会議は進化した。

まず、買い付けについては、ATICは輸入業者の注文に沿った品質、数量で石炭を調達することが義務づけられており、その権限は政府から委託されていることが確認された。その業務は輸入業者とATICとの合意に基づいて行われ、ATICが一方向的に押し付けてはいないことをフランス政府は強調している。価格については、商工省(Ministère de l'industrie et du commerce)²⁹⁾、鉄鋼・鉱山局長のデスルソー(Jacques Desrousseaux)は、公定価格通りに輸入が実行されることが監視されていると述べている。すなわち、政府が価格を管理していることを認めたのである。

次に、輸送については、ATIC会長のピカール(Jean Picard)とデスルソーは輸入業者が海上船舶、運河、鉄道、トラックの輸送手段、輸送業者、詳細な経路を自由に選択できると述べた。そこで、ATICは輸入業者の指示に従って

26) DHA, vol.1, CEAB 4 n.621-1, Division ententes et concentrations, Analyse sommaire des textes réglementaires cités dans la lettres de la Haute Autorité en date du 14 mai 1954 au Ministre Louvel concernant l'ATIC, le 17 juin 1954, p.2.

27) Ibid.

28) DHA, vol.1, CEAB 4, 621-1, Division ententes et concentrations, Procès-verbal succinct de la réunion du 30.7.55 concernant ATIC, le 5 août 1955.

29) 産業・エネルギー省は1953年6月から商工省に改編されている。

運送業者を手配するが、ATIC名で依頼することもあれば、輸入業者名で契約することもあると説明している。

さらに、ATICによる支払い請求について、ハンブルガーはその段階で輸入業者間のコストの均等化調整や補助金の支給が行われていないか質問した。これに対してデスルソーは、コストの均等化は考慮されておらず、ATICは域外、域内からの輸入どちらにも輸入業者の支払いを保証していないと述べている。ATICは実際の業務中に発生したりスクヤ不慮の事態から発生した損失を補償するのみだと答えたのである。すなわち、それまで協定・集中局の報告書が指摘していたATICによる支払い保証は行われていないことを、デスルソーは明言したのである。

それにつづいて、ATICによる強制的な仲介の機能、すなわちこの会議の最も核心的な問題について質疑応答が交わされた。まず、ハンブルガーの質問に答えてデスルソーは、域内の外国炭を発注することは各輸入業者の裁量に任されており、自由に輸入することができると説明した。さらに、ピカールも輸入業者が購入相手を選択して交渉することは全面的に自由であり、ATICは当事者が結んだ契約を実行するだけだと述べている。具体的には、輸入業者には取引条件の交渉方法で以下の3つの選択肢があると説明した。①自らが供給業者と交渉して取引条件を決定する。②ATICの代表者とともに交渉する。③ATICに契約交渉を依頼する。ただし、国内への供給が需要を超えた場合には、関係者が協議の上で発注の削減、割当を決定する。

だが、こうしたフランス側の説明は必ずしも事実を正直に伝えてはいなかった。すでに触れたように、①の域内の国外生産者と直接交渉、発注が認めれる輸入業者は限定されていたし、国外の販売業者への直接発注は一切認められていなかったからである。そこで、ハンブルガーはこの問題について、発注の優先度、事前割当の有無、割当への輸入業者からの同意など、ATICの活動方法を正確に知る必要があると述べた。それに答えたピカールの発言がこの会議

の議事録に次のように記されている。

「ピカール氏は、輸入割当は時には必要である（最高機関には容認されなくても）と強調しながらも、ATICによって割当が決定されることはないとも最も強く断言している。ATICはすべての必要な情報を集め、鉱山・鉄鋼局にデータを提供するに留めており、同局が問題に決断を下し、時には割当も決断する。必要であれば同業者組織によって割当が実施されることもあるが、それは決してATICによって行われるのではない。ATICはそれに関する必要な情報を提供するのみであり、単なる執行代理機関である³⁰⁾。」

このように、ATICの会長ピカールはATICがあくまでも共同購入の実施機関として、加盟輸入業者の意思に基づいて契約した石炭輸入を実行しており、加盟業者を拘束していないことを強調していた。さらに、石炭の需給予測のために、ATICは商工省、鉱山・鉄鋼局に情報を提供しているに過ぎず、必要な場合に輸入割当を実施するのは同局であると述べている。すなわち、ATICは輸入業者の意志と政府の指導に基づいて石炭輸入を代行しており、あくまで受身の立場にあると述べたのである。

つづいて、デスルソーは次のように説明したことが同じ議事録に記されている。

「デスルソー氏はこの点に関する鉱山・鉄鋼局の役割を説明した。同局は3カ月ごとに必要量と3つの供給源（フランス石炭公社、共同市場からの輸入、第3国からの輸入）について見積もりを立てる。すべての他部門の関係者と同様に、ATICはこの点について鉱山・鉄鋼局とともに作業をしている。その見積もりに基づいて同局は輸入計画を立て、必要であれば異なる輸入石炭供給元（第3国の）との交渉プログラムを設定する。その上、（国内）炭鉱会社産出石炭の第3国への輸出に関する裁量権も同様に掌握している。必要なことが明らかになれば、消費に関する優先順位も鉱山・鉄鋼局によって決定さ

30) Ibid., p.10.

れる。例えば1951年には、同局は家庭内消費も含めたすべてのカテゴリーのコークス炭について強制割当を実施せざるをえなかった。それ以来、そのような状況は生じていない³¹⁾。」

以上のように、鉱山・鉄鋼局長のデスルソーは域内との貿易については直接言及せず、域外の第3国との石炭貿易には輸入計画を立て、輸出も管理していることを認めている。ただし、実際に輸入割当を実行したケースは、共同市場開設前の1951年に当時不足していたコークス用石炭の輸入が最後であったと説明している。すなわち、コークス用石炭の輸入割当を実施して以降は、この会議が開かれている1955年7月まで割当は行っておらず、政府による石炭輸入への介入は4年間実施されていないと述べたのである。

だが、ピカールも述べているように、1955年当時も共同体が認めない域内からの石炭の輸入割当は、制度上実施できる状態にあった。特定種類の石炭が不足し需要が供給を上回るような状況では、輸入業者に優先順位をつけて域内からの石炭も含めた輸入割当が可能であり、必要と判断されれば実行できたのである。具体的な手続きとしては、ATICが引き受けた輸入を実施する際には、政府から許可を受けることが必要であった。その手続きを利用して政府は輸入を割り当て、特定業者の輸入を優先することが可能だったのである。

最後に、この会議ではATICと他の組織との関係が確認された。そこでは、民間諸団体との関係が話題にのぼった後に、政府が管理する固形鉱物燃料補償金庫についてデスルソーが説明した。すでに本稿では第1節で協定・集中局が認識したこの金庫の役割などを確認したが、デスルソーの説明を通して同局の認識の誤りを指摘しておこう。輸入炭の代金の支払い手順は、まずATICが国外輸出業者に購入代金を支払い、公定価格で輸入業者に代金を請求する。この公定価格は財務省、物価・経済調査局によっ

31) Ibid., p.11.

てインフレ抑制のために、国際的な市場価格より低く設定されて、域内からの輸入についてはパリ条約が規定する価格表に公表される。同金庫はATICに実際の購入価格と公定価格との差額を支払う。したがって、協定・集中局が認識していたようにフランスの輸入業者が国外輸出業者に直接代金を支払い、ATICはその支払いを保証していたのではなかった。結果として、輸入炭の国内価格は政府によって低廉に管理されていたことは、協定・集中局が承知していた通りである³²⁾。

以上のようなヒヤリングによる情報提供にあたって、フランス政府とATICが強調したのは、ATICの役割は受動的であり、輸入契約は輸入業者の意向に沿って結ばれていることである。ただし、実際の輸入業務はATICが代行し、各業者がATICに支払う価格は政府によってコントロールされていた。さらに、石炭が不足して調達が困難になった場合には、政府が各業者に輸入量を割り当て、域内からの石炭も含めて輸入を管理することができたのである。したがって、こうした石炭輸入システムがパリ条約に違反していることは明白であり、ピカールの証言からもうかがえるように、フランス政府やATICも自覚していたのである。このような共同体の作業部会とフランス政府やATICとの間の協議は、その後も10月3日、18日、25日、11月15日と続けられ、作業部会によって問題点が整理された³³⁾。

(2) 最高機関とフランス政府との対立

一連の検討の結果をふまえて、最高機関は11月21日付の副議長エツェル (Franz Etzel) 名の書簡によって、フランス政府に5つの問題

32) Ibid., p.13.

33) DHA, vol.1, CEAB4 Division ententes et concentrations, Compte rendu analytique de l'entretien sur l'ATIC qui a eu lieu le 18 octobre 1955 avec les représentants du gouvernement français, le 19 octobre 1955; CDF 771432-52, CECA, Haute Autorité, Vice-Président Etzel, la lettre du 21 novembre 1955..

点を伝えた³⁴⁾。まず第1に、本稿ですでに触れたフランス鉄鋼業界の石炭共同購入機関 ORCIS の存在である。ORCIS については、1947年6月28日の工業生産省令によって、月に100トン以上の石炭を消費するすべての鉄鋼会社の加盟が義務づけられていた。したがって、この石炭購入機関にはフランスの鉄鋼会社の多くが加盟しており、石炭共同市場における自由競争が阻害される恐れがあった。

第2は、輸入販売業者が組織する GPIR と GPIRT の2つの同業者組織の存在である。これらの組織も ATIC に加盟することによって、共同体諸国を含む外国産の石炭を輸入することができた。だが、GPIR と GPIRT への加入が認められるためには一定以上の取引量が必要であり、加入可能な業者は制限されていたのである。したがって、この2つの組織に加盟していない業者は、石炭輸入から排除されており、この点が問題として指摘された。

第3には、すでに述べたように、フランスの輸入業者に共同体諸国への直接発注を認める条件として、フランス国内のノール＝パ・ド・カレ産出の石炭を販売業者は年間6,000トン以上、消費企業は1,500トン以上購入することが義務づけられている点である。これはフランス国内炭鉱を有利にすると同時に、この条件を満たす企業だけが直接発注を認められることになり、最高機関が容認できるものではなかった。

第4に、域内からの石炭輸入について直接発注を認められた業者でも、域内の生産者への発注が許されただけで、生産していない販売業者への発注は認められていない。すなわち、フランスのすべての輸入業者は域内の国外販売業者に直接発注することはできない。したがって、フランス以外の販売業者はフランスの輸入業者から直接受注することができず、差別されていることが問題とされた。

第5には、すでに触れたように、政府による

石炭の輸入制限、輸入割当が実施可能だったことである。この割当の実施方法に関して最高機関が目したのには、1948年1月24日に制定された政令が、国外からのすべての輸入契約には ATIC によるサインを必須としていたことである。ATIC はこのサインを拒否することで輸入契約を阻止することが可能であり、個別輸入業者の自由を制限して、輸入を割り当てることができたのである。以上のように、最高機関は共同体諸国からの石炭輸入に関する5つの問題を指摘し、これらへの対応策を示すことをフランス政府に要求したのである³⁵⁾。

この最高機関からの通知に対して、フランス政府は1956年1月23日付の商工大臣モリス (André Morice) 名の書簡で回答している³⁶⁾。まず第1の ORCIS については、1956年4月1日にはこの制度を解消するための措置を講ずる用意があると伝えている。次に、第2の共同体諸国から石炭を輸入できる販売業者を GPIR と GPIRT の加盟業者に限定している点についても、フランス政府は最高機関の指摘を受け入れて、関連業者や専門家と交渉すると答えている。

だが、域内からの輸入に関して、第3の生産者への直接発注を認める輸入業者を限定している点と、第4の販売業者に対する直接発注を一切認めていない点については、フランス政府は対応することに難色を示した。同政府は、最高機関がめざす石炭共同市場における製品への自由なアクセス、供給業者選択の自由、差別のない平等な取引を実現することは困難だと主張したのである。すなわち、石炭共同市場ではパリ条約に違反する取引は回避できず、フランス政府はその理由を書簡の最後の部分で次のように述べている。

「政府は一般的な利益、とりわけ消費者の利益を考慮して、取引や輸入業者の認定基準を自由

35) Ibid.

36) CDF 771432-52, Comité interministériel pour les questions de coopération économique européenne, André Morice, la lettre du 23 janvier 1956.

34) CDF 771432-52, CECA, Haute Autorité, Vice-Président Etzel, la lettre du 21 novembre 1955.

に設定することができます。その基準は販売される地域に依存するのであり、生産者の基準に適合させるものではありません。生産者から購入するためには、関連する取引の条件に同時に対応しなければなりません。それは、多様な原産地と行われる取引であり、生産者が条件を課すこともあるのです。一定の条件で取引を制限する権利を生産者に認めるのであれば、消費者の利益を守るために同様の行動や手段を用意することは、まったく正常なことと思われまます³⁷⁾。」

以上のように、フランス政府は具体的な制度や組織名はあげていないが、生産者（輸出国）側で石炭供給に条件をつけ、管理することがある以上、輸入するフランスでも消費者を守るために政府や仲介機関が取引に介入することは必要なのだと述べている。すなわち、西ドイツやベルギーには独占的な販売業者である共同販売会社が存在し、石炭供給をコントロールしている。そのため、フランスでも個別の輸入業者の利益を守るために、政府やATICが輸入に介入し、管理することは当然だと主張したのである。したがって、フランス政府は他の共同体諸国でも未だに政府や業界組織によって石炭取引が管理されていることを理由に、最高機関の要求を拒否したのである。

第5に、最高機関が石炭の輸入契約にATICのサインが必要になる規定を問題にしたことについては、フランス政府は以下のように回答している。フランスのような石炭輸入国にとっては、石炭市場の調整が経済発展の重要な前提になっている。それゆえ、石炭輸入に関する正確な情報を収集するために、ATICがすべての契約書にサインしてその内容を把握することが必要である。このような認識を前提に、同政府の立場をモリスは次のように述べている。

「この問題については、関連する具体的なデータに基づくより綿密な調査を実施することなしに、最高機関の要求を受け入れることは、現状では不可能だとフランス政府はみております。

必要不可欠と考えられる管理システムを維持しながら、フランスの購入者の自由を阻害しないよう配慮することを、フランス政府は再度保証いたします³⁸⁾。」

モリスはこのように説明して、ATICによるサインがパリ条約に違反する障害をフランスの購買者にもたらしているか否かを調査するよう最高機関に要請したのである。

以上のように、フランス政府は最高機関が指摘した5つの問題点について、それぞれに回答した。鉄鋼業界のORCIS、販売業者のGPIRやGPIRTなどの共同購入機関については、それらへの加盟を自由化することなどで、対応する姿勢を見せている。なかでもORCISに関しては、モリス名の書簡から2か月後の3月20日に、フランス政府は規則を改正して鉄鋼会社の加盟を任意とすることで、組織の存続を認めるよう最高機関に求めている³⁹⁾。

それに対して、すべての国内業者に域内の国外生産者や共同販売会社を含む販売業者からの直接購入を認めることについては、フランス政府は強く反発した。さらに、ATICがフランスの石炭輸入契約にサインすることは条約違反とは断定できないと述べ、継続する姿勢を見せている。すなわち、フランス政府はATICによる石炭輸入への介入や一定の管理を取り止めることは受け入れていないのである。

その後もフランス政府は最高機関と連絡を取りながらも、内部では次のような見解が支配的になっていた。例えば、1956年3月13日のヨーロッパ経済協力問題に関する省間会議（Comité interministériel pour les questions de coopération économique européenne）の覚書には、最高機関はフランス政府がまったく同機関の要請に応じていないと評価していると記されている。そのため、1954年以來続けてきた最高機関との交渉を継続することは無意味だとその末尾で指摘

38) Ibid., p.5.

39) CDF 771432-52, CECA, Haute Autorité, Vice-Président A.Coppé, Recommandé avec accusé de réception, le 25 juin 1956.

37) Ibid. p.6.

されている⁴⁰⁾。

さらに、同会議の同年6月3日付の覚書では、最高機関の対応に対する露骨な批判が展開されるにまでいたった。同文書は、戦後には連合国によるドイツの独占組織解体が進められた経験もあり、共同体がカルテルや企業集中の排除に取り組むことは驚くべきことではないと説き始める。さらに、最高機関は石炭の独占的販売組織であるGEORGなどの規制を義務づけられているにもかかわらず、共同体創設後まったく成果をあげていないと厳しく批判する。この批判は、本稿の第1節で検討したように、この年の2月15日に最高機関がルールにおける共同事務所の存続を暫定的に認める妥協的な「決定」を下した事実を踏まえてのものと考えられる。

さらにこの覚書は、最高機関が販売組織であるGEORGやベルギーのCOBECHARと共同購入機関であるフランスのATICを同列に扱い、規制を加えようとしていることも激しく非難した。すなわち、生産者の共同販売機関として扱うことができるのは、フランスではフランス石炭公社であり、ATICではない。ATICはGEORGの脅威に備えるために設立されたのであり、規制の対象とすることは不当であると覚書は結論づけている⁴¹⁾。以上のようにフランス政府内部では、ATICなどの扱いをめぐる、最高機関と敵対する見解が支配的になっていたのである。

第3節 最高機関による「決定」と フランス政府の請願

これまで検討してきたように、最高機関とフ

ランス政府の間ではフランスの石炭輸入制度に関して妥協できない対立点が明確になり、1956年の夏には対立関係は先鋭化していたのである。以下では、EECやEURATOMが創設される1958年初頭には、この対立がどのような状態にいたるのかを検討する。

(1) 最高機関による「決定」(1956年6月)と フランス政府の対応

上記のように、最高機関とフランス政府の交渉が暗礁に乗り上げている状況で、最高機関は1956年6月22日にフランスの石炭輸入契約へのATICによるサインに関する「決定」を採択した。その前文では、フランスの石炭輸入におけるATICの独占的役割は、共同市場開設後の域内諸国からの輸入でも維持されており、パリ条約第4条に違反することが詳細に説明されている。それを前提にこの「決定」はその第1条で、フランスへの石炭輸入契約にATICのサインが必要とされていることが、フランスの輸入業者から調達先選択の自由を奪っていると述べた。したがって、「フランス政府によるこの措置を維持することは、条約によって課されている責務を果たしていない⁴²⁾」と評価し、条約違反と断定して、域内からの輸入にはこのサインの廃止を命じている。つづく第2条で、条約を順守するためにフランス政府に与えられる期限は、1956年9月30日であることが示されている。以上のように、この「決定」はATICによるサインの廃止だけを命じ、それ以前に最高機関が指摘していた他の問題に言及することはなかったのである⁴³⁾。

こうした「決定」を公布した数日後に、最高機関は副議長コッペ(Albert Coppé)名の書簡で、「決定」で触れなかった諸問題に関する対

40) CDF 771432-52, Comité interministériel pour les questions de coopération économique européenne, Note le 13 mars 1956. こうした認識は、ATICや工業生産省、鉱山・鉄鋼局でも共有されていた。CDF 771432-52, J. Picard, Lettre de président de l'Association technique de l'importation charbonnière à Monsieur le directeur des mines et de la sidérurgie, le 30 mars 1956.

41) CDF 771432-52, SG Comité interministériel pour les questions de coopération économique européenne, Note, le 3 juin 1956.

42) CDF 771432-52, CECA, Haute Autorité, Décision du 22 juin 1956 concernant la signature par l'ATIC des contrats d'achat en France de charbon provenant des autres pays de la Communauté, le 22 juin 1956, p.4.

43) Ibid.

応方針をフランス政府に次のように説明している。まず、鉄鋼業界の共同購入機関 ORCIS に関しては、1956年3月20日のフランス政府の提案を受け入れ、強制加入の規定廃止を条件として、パリ条約第65条第2項に規定された有益なカルテルとして認定する。次に、輸入販売業者の同業者組織である GPIR、GPIRT については、一定以上の取引量を加入条件とせず、分担金の支払い以外は加入条件から除くことで同様に存続を認める。だが、フランス政府が自国の輸入業者に ATIC を介さない域内からの直接輸入を認めていない点は、条約に違反すると最高機関は考えている。したがって、最後の点については最高機関はフランス政府に交渉の継続を申し入れたのである。ただし、その期限は同年9月30日までに限定している⁴⁴⁾。

最高機関による1956年6月22日の「決定」で、石炭輸入管理の手段として最も重要な ATIC の機能が問われたことは、フランス政府にとっては看過できない問題であった。この決定を受けて、その公布前から最高機関に反発していた同政府は次のように反応した。

まず、商工省 (Secrétariat d'Etat à l'industrie et au commerce⁴⁵⁾)、鉱山・鉄鋼局は、直後の6月末には内部文書で戦後の石炭輸入システムと共同体結成後の最高機関との交渉を振り返りながら、この決定への対応について次のように述べている。フランス政府としては直ちに断固とした態度をとるべきで、考えられる対応は次の2つのどちらかである。まず第1には法的手段をとり、共同体の裁判所に訴訟を起こすことである。第2には、最高機関の「決定」を無視して、契約書への ATIC によるサインを継続することである。後者の場合は、最高機関が何らかの追加的措置をとることが考えられ、それへの備えが必要であることも指摘された。いずれの対応

をするにしても、共同体における最高機関とフランス政府との対立が決定的になることは明らかであった⁴⁶⁾。

そこで、実際にフランス政府が選択したのは前者であった。最高機関の「決定」から2カ月足らず後の8月17日に、同政府は駐ルクセンブルク大使サフロワ (Pierre Saffroy) 名で、この「決定」の取り消しを求める「請願」(Requête) を共同体の裁判所に提出したのである⁴⁷⁾。この請願の文面で同政府はまず、戦後の石炭産業国有化や ATIC の役割など、政府による石炭の生産、流通管理が進められてきたことを認めている。だが、共同市場開設にともなって改革が実施されており、その結果について以下のように述べた。

「共同体諸国からの輸入について、ATIC によって演じられている役割の性格は、当初に比べて変化している。共同市場開設後には、共同体諸国からの輸入への介入方法は特に性質を変えている。(中略) 共同市場内では、ATIC は本来的な自由をまったく与えられておらず、調達先の選択、購入量、品質、価格、期間、輸送方法、輸送ルートなども購入者の指示に従って実行することが義務づけられた。それ (ATIC) は石炭の品質を確認し、輸送便のチャーター契約を実行し、実施された取引の金銭支払いを引き受けるのである。ATIC による契約書へのサインは、それによって購入者の注文を実行に移す伝達手段である。

したがって、購入者は自由であり、その自由がもたらす現実的、法的なすべての効果によって、彼らはあらゆる供給者と接触し、供給条件について交渉することが可能になった⁴⁸⁾。」(括弧内は筆者補足)

46) CDF 771432-52, Direction des mines et sidérurgie, Note, le 27 juin 1956 et Note sur le problème de l'ATIC et l'organisation du marché charbonnier, le 28 juin 1956.

47) CDF 771432-52, Requête à Monsieur le Président à Messieurs les membres de la Cour de Justice, le 17 août 1956.

48) Ibid., p.3.

44) CDF 771432-52, CECA, Haute Autorité, le Vice-Président A.Coppé, Recommandé avec accusé de réception, le 25 juin 1956.

45) 1956年から1957年にはフランス商工省は Secrétariat d'Etat に位置づけられていた。

以上のように、ATICを介する石炭輸入システムが改編された結果、共同市場からの石炭輸入については輸入業者の自由が確保されている。ATICは単なる代行者に過ぎず、そのサインは輸入実施の伝達手段に過ぎないとフランス政府は主張したのである。したがって、ATICが購買者の自由を阻害することはなく、パリ条約に違反する独占組織ではないと結論づけたのである。

それ以降の請願の文面によれば、最高機関が問題視しているのは、ATICが輸入契約へのサインを拒否する権限をもっていることである。この拒否権については、ATICが独自にサイン拒否の判断をすることはなく、フランス政府から公式の指示があった場合に限りサインを拒否することができると同政府は説明した。そこで、政府によるサイン拒否の指示はパリ条約に違反しないとして、次のように述べている。

「国内法に反する発注の履行を拒否することに関しては、拒否によって引き起こされる問題も、最高機関が危惧することもないとフランス政府は考えている。例えば、為替法、民法や商法に違反する注文の履行を拒否することである。各国はこの点に関しては十分な権限を保持しており、条約はその正常な行使には何ら変更を加えていない⁴⁹⁾。」

さらに、フランス政府はパリ条約に違反する取引についても、自身は拒否することができる指摘している。以上のように述べて、域内からの輸入を政府自身の判断で差し止めることは、必ずしも条約違反ではないと結論づけている。すなわち、国内法やパリ条約に違反する場合には、フランス政府の指示によってATICが契約書へのサインを拒否することは正当な措置だと述べたのである。したがって、フランス政府が輸入を差し止めることによって、競争が制限されることはないとまで主張した。以上のような基準で政府がサインを拒否することを根拠として、ATICによるサインは条約に違反しな

いとフランス政府は主張し、最高機関による決定の取り消しを裁判所に求めたのである⁵⁰⁾。

共同体の裁判所はこの請願を受理したが、その後もフランス政府と最高機関は直接交渉を継続している。その結果、フランス政府が請願で弁明した内容を最高機関が受け入れるかたちで、1956年12月18日に両者はATICによるサインを継続する方向で妥協点を見出した⁵¹⁾。フランス政府はこれを受けて、翌1957年1月14日付けの政令を發布し、石炭輸入に関する1948年1月24日の政令を修正したのである。

この1957年の政令では、まず共同体諸国からの石炭輸入については、ATICは仲買人 (commissionnaire) または代理人 (mandataire) として、輸入業者からの購入依頼を忠実に実行することが明記された。さらに、同政府の指示による契約書へのATICのサイン拒否、すなわち輸入差し止めについては、パリ条約に則って実施されることが規定された。さらに、フランス政府がそれに違反した場合には、最高機関が異議を申し立てることが認められたのである⁵²⁾。以上のように、この改正によってフランス政府が請願で説明したATICの受動的役割や、政府によるサイン拒否の判断基準が政令に明文化された。さらに、最高機関も同政府による輸入差し止めの是非を判断し、異議を申し立てることが可能になったのである。

この政令改正の後に、フランス政府は1月17日には訴えの目的がなくなったとして、裁判所に請願の取り下げを通告した⁵³⁾。最高機関もATICのサイン廃止を命じた「決定」を撤回して、1月22日にフランス政府による請願取り下げの受入れを表明した。それらを受けて、

50) Ibid., pp.8-9.

51) CDF 771432-52, CECA, Haute Autorité, le vice-président A.Coppé, Lettre du 12 janvier 1957.

52) CDF 771432-52, Décret n.57-46 du 14 janvier 1957.

53) CDF 771432-52, Lettre de P.-H.Teitgen à Monsieur le Président de la Cour de Justice de la Communauté européenne du charbon et de l'acier, le 17 janvier 1957.

49) Ibid., p.7.

共同体の裁判所は2月14日に訴訟記録の抹消を決定した⁵⁴⁾。以上の一連の手続きによって、ATICによるサインは維持されたが、フランス政府がパリ条約の規定を尊重する姿勢を示すことで、同政府と最高機関との深刻な対立は一応回避されたのである。

(2) 残された問題点の検討

だが、その後も未解決の問題が残されていることは、前に触れた1956年6月の最高機関の書簡が指摘していた通りである。上記のように1957年の政令でATICは石炭輸入の仲買人ないし代理人として位置づけられたが、そのことが残された2つの課題の存在を際立たせることになる。

まず第1に、フランスの立場からは、ルールからの石炭購入に関して、ATICの役割がどのように扱われるのかが当面の懸案となった。本稿の第1節で検討したように、ルール産石炭の販売システムも共同体の独占規制の対象となっていたが、1957年初頭の時点では最高機関による1956年2月15日の「決定」で、次のように石炭が販売されることになっていた。すなわち、共同販売会社3社によって販売され、共同市場内やルールから一定量以上の石炭を購入している業者のみが購入を認められたのである。したがって、ルール炭を購入するためには、一定量を超える石炭を購入している実績が必要であった。

そこで、フランスの輸入業者にとっては、仲買人としてのATICが輸出業者から買付け、それを輸入業者に売り渡す関係を維持して、ATICの購入量合計で石炭の購入実績を算出することが好都合であった。だが、ATICが代理人として位置づけられると、個別の輸入業者が輸出業者から直接購入していることになり、個別業者の購入実績で条件を満たすことが必要に

なる。後者の場合には、少なからぬフランスの輸入業者が条件を満たせず、ルール産石炭の取引から締め出されてしまうことが予想されたのである。

第2に、最高機関の立場からは、フランス以外の共同体諸国の石炭生産者や販売業者が、ATICを介さずフランスの輸入業者と直接取引できることが、パリ条約のめざすところであった。この同条約の原則については、フランス政府も以前から認識していたところである。だがすでに指摘したように、実際のフランスでは限られた企業だけが域内の国外生産者に対してのみ直接発注を認められており、生産者ではない販売業者への直接発注は一切認められていない。さらに、直接発注したものも含むすべての取引契約にはATICのサインが必要であり、輸入に関わる業務はATICに委託することが輸入業者に義務づけられていたのである。

したがって、これらの残された課題を解決するために、タイトゲン (Pierre-Henri Teitgen) を団長とするフランス政府代表団と最高機関は、1957年3月からフランスによる共同体諸国からの石炭輸入に関する協議を再開した。まず第1のルールの共同販売会社から輸入する際に問題となるATICの位置づけは、フランスにとっては1957～58年の石炭輸入を計画するために差し迫った問題であった。当然のことながら、フランス政府は仲買人としてのATICが取引した輸入量合計で算定することを望んでいた⁵⁵⁾。さらに、第2の共同体諸国の石炭業者がATICを介さずにフランスへ輸出することについては、フランス政府は容易に受け入れることはできなかった。すでに検討したように、フランスの輸入業者が域内の販売業者、なかでもルールの共同販売会社に圧倒され、従属的な立場に立たされるのではないかと懸念していたからである。

こうしたフランス政府の主張に対して、最高

54) CDF 771432-52, Cour de justice de la Communauté européenne du charbon et de l'acier, Ordonnance de la cour, le 14 février 1957.

55) CDF 771432-52, Secrétariat général, Relations avec la Communauté européenne du charbon et de l'acier, Note, le 8 mars 1957.

機関は一定の理解を示しつつ、以下のような方法で対応することを1957年5月15日付の文書で提案した⁵⁶⁾。まず、第1のATICの位置づけについては、当初の1年間は暫定的に仲買人とし、ATICが扱う取引量をまとめて取引実績とすることをルールの特許会社に認めさせる。場合によっては、最高機関が必要取引量の基準を引き下げさせる用意があるとも述べている。

次に、第2の域内の国外石炭生産者や販売業者がフランス市場にアクセスする仕組みについて、最高機関は次のような提案をした。フランスに既に存在する企業、または新たに組織する企業、合計10社から15社からなる石炭輸入会社を形成する。これらの企業で構成される「強力で独立したフランスの取引システム⁵⁷⁾」(négoce français fort et indépendant)を構築して、これらの企業に共同市場内の国外生産者や販売業者との直接取引を認める。すなわち、最高機関は一定の規模を超える複数の輸入企業を組織し、それらに国外の業者との直接取引を認めることを提案したのである。さらに、これら輸入会社のうちルールの共同販売会社と直接取引する企業に対しては、取引実績をそれら企業で合計して算定することをルールの共同販売会社に認めさせる。これらの輸入企業を2年後に上記の数だけ形成できなければ、最高機関はそれらを10社以下に減らすことも検討するとも述べた。ここで最高機関が期限を2年間としたのは、すでに検討したGEORGなどに対する暫定措置が、1959年3月末までで終了することと関連していたと考えられる。それ以降はルールの共同販売会社間にもより競争的關係を確立することを最高機関はめざしており、それと同時期にフランスの石炭輸入システムも改革することになるからである。以上のような石炭輸入企業の形成を進めるにともない、ATICは上記の仲買人

としての役割を終了させる。ただし、域外からの石炭については独占的輸入を継続することは可能だと、最高機関は説明している。いずれにしても、域内の国外業者にフランスの輸入企業との直接取引を可能にする手続きは最長でも3年で行われるが、必要があれば延長を認めるとも述べた⁵⁸⁾。その後も最高機関は、会談の席や同年7月26日付のタイトゲン宛のエツツル名の書簡でも、同様の内容を主張している⁵⁹⁾。

こうしたの最高機関の提案に対して、フランス政府は受け入れを拒否した。2～3年程度の限られた期間で、国外の石炭取引業者、具体的にはルールの共同販売会社に対抗できる輸入会社、輸入体制を構築することは困難だと主張したのである。この1957年から1958年のフランスは激しいインフレと財政赤字などに見舞われ、戦後の経済成長開始後初の深刻な経済危機に陥っていた。そのため、フランス政府が新会社や輸入体制の整備に乗り出せなかった背景には、そうした経済危機があったことも推測できる。さらに、ルールの共同販売会社3社についても、1959年に競争的關係が確立されている保証はなかった。したがって、それまで石炭輸入を一手に引き受けて、国外輸出業者と対峙してきたATICが域内での機能を短期間で停止することも、フランス政府が受け入れることはなかったのである。

1957年の3月から7月にかけて実施された最高機関との一連の交渉について、同政府は最高機関に宛てた同年9月12日付の書簡で次のように述べている⁶⁰⁾。

「これらの交渉は、外国の商社や生産者に従属することのない強力な取引体制構築の重要性を、特に明らかにすることになりました。その能力についてはあえて言及いたしません。フランス政府はフランスの取引業者の組織化を促

56) CDF 771432-52, Haute Autorité, Proposition au gouvernement français concernant la réglementation française du marché charbonnier, le 15 mai 1957.

57) Ibid., p.3.

58) Ibid.

59) CDF 771432-52, Haute Autorité, F.Etzel, Lettre du 26 juillet 1957.

60) CDF 771432-52, E.Ramont, Lettre du 12 septembre 1957.

し、その構築を達成するための措置を講ずる用意があります。しかしながら、いくつかの有効な方法があるにしても、次のことは明確にしておく必要があります。最高機関が提案するような条件では、ATICが仲買業者としての役割を現在設定されている期限で停止することは、不可能なようであります⁶¹⁾。」

以上のようなフランス政府からの書簡を受けて、最高機関も9月26日に副議長コッペ名で同政府宛に書簡を送り、3月から7月までの会談と同政府からの文書などに関する自身の見解を3点に分けて伝えている。まず、1. フランス政府は、フランスの石炭需要者がフランス以外の共同体諸国の取引業者から直接購入することには、原則として同意している。最高機関としては、10月20日までに必要な手続きに着手することを要請する。次に、2. フランス政府は国外の業者に対抗できる取引システムを構築する用意があると述べたが、これについての具体的な計画は示されていない。ATICの役割に関しても、早急に対応することは不可能であると述べるに留まっている。そこで第3の点については以下のように書簡に記されている。

「3. したがって、1957年9月12日のあなたの方の書簡からは、上記の1に関する点を除くと、フランス政府は他の共同体加盟国からの石炭購入に関する現行規則を改正する意思がないと判断せざるをえません。これらの規則は最高機関が条約と相容れないと再三伝えてきたところでもあります⁶²⁾。」

以上のように、最高機関はフランス政府の石炭市場開放への消極的な取り組みを厳しく批判し、この書簡の末尾では同年10月15日までに最終見解を示すことを同政府に求めた⁶³⁾。

これに対して、フランス政府は回答期限前日の10月14日の返信で、最高機関に対して対応策の実施が困難な理由を次のように説明した。

「他の共同体加盟国によって適用されている、市場へのアクセスに関する規則は調整されておりません。この事実によって、この種の問題がいかに解決困難であるかを、あなた方に強調しなければなりません⁶⁴⁾。」すなわち、フランス政府はそれまでの主張を繰り返し、石炭の輸出入に関しては他の共同体加盟諸国でも一定の管理が実施されていることを指摘した。なかでもルール産出の石炭は共同販売会社によって輸出を含めた販売が管理されていた。こうした状況が改善されない限り、最高機関が求める取引業者を形成し、ATICの機能を停止することは困難だと述べたのである⁶⁵⁾。

(3) 最高機関による再度の決定とフランス政府による請願

以上のようなフランス政府と最高機関の応酬を経て、最高機関は1957年12月18日に以下のような「決定」を採択した。この「決定」は、第1条でフランスの共同市場からの石炭輸入システムが条約に違反していると断定し、第2条で次の4項目の実施を期限をつけて規定した。
a) 1年以内にATICの仲買人としての機能を停止する。
b) 1955年4月から1956年3月までに共同体諸国から石炭を輸入していた企業ないし団体には、購入実績の基準を満たさなくても、1年間はルールの共同販売会社からの石炭購入を認める。
c) 2年以内に共同体諸国の生産者や販売業者にフランスの輸入業者との直接取引を認める。
d) したがって、共同市場からの輸入については、フランスの輸入業者に対するATICへの輸入業務委託の義務づけを2年以内に取り止める⁶⁶⁾。以上のように、この「決定」は2年

64) CDF 771432-52, E.Ramont, Lettre du 14 octobre 1957, p.1.

65) Ibid.

66) CDF 771432-52 Communauté européenne du charbon et de l'acier, Haute Autorité, Secrétariat, Décision du 18 décembre 1957 concernant la réglementation française des achats de charbon en provenance des autres pays de la Communauté, le 18 décembre 1957.

61) Ibid., p.1.

62) CDF 771432-52, HA, A.Coppé, Lettre du 26 septembre 1957, p.2.

63) Ibid.

後にはATICの仲介を要しない域内からの石炭輸入が可能になることを規定したのである。

これに対して、フランス政府は当然反発し、この「決定」が受け入れられないことを政府内部でも確認している。1958年2月20日のヨーロッパ経済協力問題に関する省間会議では、この「決定」への不服を裁判所に申し立てる請願について審議されていた。そこに提出された覚書では、この「決定」の問題点がルール of 石炭販売業者との関係にあることが強く認識され、次のように記されている。

「フランス政府はこれまでも逆に条約違反には程遠いと認識してきた。ATICの役割維持はフランスの消費者をルールの完璧な統制から守る手段であり、その結果として、(条約の目的に沿って)資源への平等なアクセスを保障する手段でもある。直接取引するためにルールの共同販売会社が要求する〔取引量の〕基準が引き上げられた。そのため、仲介者としてATICが行っている注文の取りまとめは、フランス購買者にとっては調達条件となっている。」〔 〕内は筆者補足)

「フランスの規則によれば、石炭の輸入業者は他の共同体諸国に対しては生産者自身にしか発注できず、販売業者への発注は禁じられている。我々はこの規制によって、国外販売業者を介した石炭輸入の経路が確立されることを妨げ、1930~39年のフランスで経験した状況に少しずつ逆戻りすることを回避したいのである。この時代は(ルールに従属した)ドイツの販売業者が供給のすべてに影響力を及ぼし、支配していた。そのうえ、生産者とは対照的に、販売業者は条約の競争に関するすべての規定に従ってはいない。それが我々の輸入経路からドイツの販売業者を排除することを正当化しているのである。

最高機関はこの排除を条約に違反する差別とらえている⁶⁷⁾。」

67) CDF 771432-52, Comité interministériel pour les questions de coopération économique européenne, Séance du 20 février 1958, le 17 février 1958, pp.2-3.

以上のように、フランス政府は1930年代の経験にまでも言及して、最も重要な輸入先であるルールの石炭共同販売会社がフランス石炭市場を席巻することを恐れていた。したがって、ルールの共同販売会社からフランスの輸入業者が直接購入することは容認できなかったのである。現実には共同販売会社から購入するにしても、共同購入機関であるATICが間に入り、輸入を代行することが必要だとの認識は変わらなかった。最高機関が提起した別の強力な取引組織の構築も、フランス政府が受け入れられるところではなかった。したがって、1958年2月にフランス政府は共同体の裁判所に再び請願を提出し、最高機関による1957年12月18日の「決定」の取り消しを求めるのである。

おわりに

これまで検討したように、最高機関が設定した上限価格が取り払われる1954年から、同機関は石炭産業のカルテル規制に本格的に着手した。それに際して、フランスについてはATICを介した石炭輸入システムが問題視された。したがって、その改編をめぐって共同体とフランス政府との間で折衝が続けられたが、1957年末までの時点で合意に達することはできなかった。その結果、最高機関の「決定」に対してフランス政府は2度にわたって共同体の裁判所に請願を申請することになったのである。特に2度目の請願が提出された1958年2月の時点では、石炭市場における競争のあり方をめぐって、対立は決定的になっていた。以上のような対立が不可避となった事実から、いかなる論点が導かれるのかを最後に考察しておこう。

まず、最高機関が共同市場に導入しようとした自由競争は、ルールの共同販売会社が6社から3社になることを容認したことからもうかがえるように、少数でも複数の取引業者が競争関係にあることが肝要であった。それは、戦後の近代的で国際競争力のある産業は少数の大規模企業で構成され、数多くの中小企業で成り立つものではないことを、最高機関も当然承知して

いたためと考えられる。共同体諸国の石炭、鉄鋼業の近代化と発展も重要な課題とする最高機関は、それに応じた現実的な競争の導入をめざしていたのである。

だが、フランス政府は自国の石炭輸入システムに関して、こうした最高機関の意向には従うことはできなかった。なぜなら、フランスには国有企業など一部の大規模石炭消費企業を除けば、数多くの中小取引業者が存在するため、戦後の石炭輸入をATICに独占させていたからである。すなわち、最大の輸入先であるルールの共同販売会社に価格などで市場を支配されることを防ぐために、ATICによる輸入独占システムを形成していたのである。さらに、戦後フランス政府が実施していた経済計画を遂行するためにも、ATICによる輸入管理は計画的な石炭調達を実現する上で重要であった。そのため、フランス政府による経済計画と共同市場の自由競争とは、矛盾することが露呈したのである。したがって、フランス政府はATICが介入しない石炭輸入を認めることはなく、最高機関が推奨した複数の大規模輸入企業の形成も受け入れることはなかったのである。

さらに、現実にはルールの共同販売会社の間競争関係を確立することも容易ではなかった。結果として3社になった販売会社も、それらを統括する共同事務所が存在する限り、競争状態の実現は期待できなかった。そのことは最高機関も認識しており、3社間の競争関係確立はとりあえず先延ばしされていた。したがって、この点からもルールの販売会社に対するフランス政府の懸念には根拠があり、同政府は最高機関の提案を受け入れられなかったのである。

こうした独占規制をめぐる共同体と加盟国政府や産業界との対立、最高機関による競争政策の停滞は、他の製品市場での競争の促進にも影響を与えたはずである。筆者が旧著で明らかにしたように、1957年に共同体は鉄鋼業界におけるカルテルの存在については深く追及することなく、不問に付すことになる⁶⁸⁾。これは最高機関が石炭カルテルの規制に取り組んだものの、難航していたことを反映したものと考えられる。

さらに、ローマ条約締結に向けての交渉が進められていたこの時期に、この共同体による競争政策が停滞していたことは、この交渉の行方にも影響したことは想像に難くない。なぜなら、現実の超国家機関の機能には限界があることが露呈されたために、新しく創設されるヨーロッパ経済共同体（EEC）やヨーロッパ原子力共同体（EURATOM）は、石炭鉄鋼共同体に比べて権限が縮小されたとみることができるからである。周知のように、EECやEURATOMには石炭鉄鋼共同体のような自主財源はなく、最高機関に認められた政策決定権もEECやEURATOMの委員会には与えられていない。

本稿で検討してきた共同体による石炭業界のカルテル規制は、結局どのような結末にいたったのか。1950年代末に石炭が供給過剰となり、石炭業界にとっての危機的な状況が到来する。それによって、状況が一変することが予想されるが、それ以降の動向に関する検討は、別稿に譲ることとする。

（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

68) 石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』日本経済評論社、2009年、pp.251-260.